

平成30年9月10日

まちづくり委員会資料

平成30年第3回定例会追加議案の説明

議案第156号

川崎市建築基準条例の一部を改正する条例の制定について

- | | | |
|------|---------------------|-------|
| 資料 1 | 川崎市建築基準条例の一部を改正する条例 | 改正概要 |
| 資料 2 | 川崎市建築基準条例の一部を改正する条例 | 新旧対照表 |
| 参考資料 | 建築基準法施行令の一部改正 | 新旧対照表 |

まちづくり局

川崎市建築基準条例の一部を改正する条例 改正概要

1 改正の概要

建築基準法施行令（以下、「政令」という。）の一部改正（平成30年9月7日閣議決定）に伴い、川崎市建築基準条例の改正を行う。

2 条例改正に関する政令改正の主な内容

政令第112条第12項が廃止され、同条第13項以降が繰り上がる。

3 条例改正の内容

政令の一部改正に伴い、川崎市建築基準条例の引用条文について所要の整備を行う。

4 施行期日

規則で定める日から施行する。

改正後	改正前
<p>○川崎市建築基準条例 昭和35年9月9日条例第20号 (構造) 第30条 ホテル等の用途に供する建築物で、2階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が400平方メートル以上のものは、耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物(令第110条第2号に掲げる基準に適合するものに限る。)としなければならない。 2 3階以上の階を簡易宿所の用途に供する建築物は、耐火建築物としなければならない。 3 ホテル等の用途に供する建築物で、階数が2であり、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるものは、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならない。 4 建築物の一部が前項に該当する場合には、その部分とその他の部分とを準耐火構造とした壁又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で区画しなければならない。</p>	<p>○川崎市建築基準条例 昭和35年9月9日条例第20号 (構造) 第30条 ホテル等の用途に供する建築物で、2階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が400平方メートル以上のものは、耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物(令第110条第2号に掲げる基準に適合するものに限る。)としなければならない。 2 3階以上の階を簡易宿所の用途に供する建築物は、耐火建築物としなければならない。 3 ホテル等の用途に供する建築物で、階数が2であり、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるものは、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならない。 4 建築物の一部が第1項又は第2項に該当する場合には、<u>令第112条第13項の規定を、前項に該当する場合には令第112条第12項の規定をそれぞれ準用する。</u></p>
<p>5 建築物の一部が第1項又は第2項に該当する場合には、<u>令第112条第12項の規定を準用する。</u> (他の用途に供する部分との区画) 第57条 自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する部分と他の用途に供する部分との区画は、次に定めるところによらなければならない。ただし、消防用自動車の車庫の用途に供する部分については、この限りでない。 (1) 第55条の規定により自動車車庫及び自動車修理工場の用途に供する部分の主要構造部を1時間準耐火基準に適合する準耐火構造としなければならないものにあつては、界壁を1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とし、その開口部には特定防火設備を設け、その他のものにあつては、界壁を準耐火構造とし、その開口部には法第2条第9号の2ロに規定する防火設備を設けること。 (2) 床及び天井には、特殊な用途に供するものでやむを得ないもののほか、開口部を設けないこと。 (3) 他の用途に供する部分のために設ける避難用の出口は、自動車車庫又は自動車修理工場の内部に設けないこと。 (4) 第1号に規定する開口部に設ける法第2条第9号の2ロに規定する防火設備の構造は、<u>令第112条第13項</u>の規定を準用する。</p>	<p>(新設) (他の用途に供する部分との区画) 第57条 自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する部分と他の用途に供する部分との区画は、次に定めるところによらなければならない。ただし、消防用自動車の車庫の用途に供する部分については、この限りでない。 (1) 第55条の規定により自動車車庫及び自動車修理工場の用途に供する部分の主要構造部を1時間準耐火基準に適合する準耐火構造としなければならないものにあつては、界壁を1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とし、その開口部には特定防火設備を設け、その他のものにあつては、界壁を準耐火構造とし、その開口部には法第2条第9号の2ロに規定する防火設備を設けること。 (2) 床及び天井には、特殊な用途に供するものでやむを得ないもののほか、開口部を設けないこと。 (3) 他の用途に供する部分のために設ける避難用の出口は、自動車車庫又は自動車修理工場の内部に設けないこと。 (4) 第1号に規定する開口部に設ける法第2条第9号の2ロに規定する防火設備の構造は、<u>令第112条第14項</u>の規定を準用する。</p>

建築基準法施行令の一部改正 新旧対照表（関係部分のみ抜粋）
（平成30年9月7日閣議決定）

新	旧
<p>○建築基準法施行令 昭和二十五年十一月十六日政令第三百三十八号</p> <p>(防火区画)</p> <p>第一百十二条 略</p> <p>2～11 略</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>1.2 建築物の一部が法第27条第1項各号、第2項各号又は第3項各号のいずれかに該当する場合には、その部分とその他の部分とを1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした床若しくは壁又は特定防火設備で区画しなければならない。</p> <p>1.3 第一項から第五項まで、第八項又は前項の規定による区画に用いる特定防火設備及び第五項、第八項、第九項又は第十二項の規定による区画に用いる法第二条第九号の二に規定する防火設備は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める構造のものとしなければならない。</p> <p>一 第一項本文、第二項若しくは第三項の規定による区画に用いる特定防火設備又は第五項の規定による区画に用いる法第二条第九号の二に規定する防火設備 次に掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの</p> <p>イ 常時閉鎖若しくは作動をした状態にあるか、又は随時閉鎖若しくは作動をできるものであること。</p> <p>ロ 閉鎖又は作動をするに際して、当該特定防火設備又は防火設備の周囲の人の安全を確保することができるものであること。</p> <p>ハ 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の通行の用に供する部分に設けるものにあつては、閉鎖又は作動をした状態において避難上支障がないものであること。</p> <p>ニ 常時閉鎖又は作動をした状態にあるもの以外のものにあつては、火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合のいずれかの場合に、自動的に閉鎖又は作動をするものであること。</p> <p>二 第一項第二号、第四項、第八項若しくは前項の規定による区画に用いる特定防火設備又は第八項、第九項若しくは第十二項の規定による区画に用いる法第二条第九号の二に規定する防火設備 次に掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの</p> <p>イ 前号イからハまでに掲げる要件を満たしているものであること。</p> <p>ロ 避難上及び防火上支障のない遮煙性能を有し、かつ、常時閉鎖又は作動をした状態にあるもの以外のものにあつては、火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖又は作動をするものであること。</p> <p>1.4、1.5 略</p>	<p>○建築基準法施行令 昭和二十五年十一月十六日政令第三百三十八号</p> <p>(防火区画)</p> <p>第一百十二条 略</p> <p>2～11 略</p> <p>1.2 建築物の一部が法第24条各号のいずれかに該当する場合には、その部分とその他の部分とを準耐火構造とした壁又は法第2条第九号の二に規定する防火設備で区画しなければならない。</p> <p>1.3 建築物の一部が法第27条第1項各号、第2項各号又は第3項各号のいずれかに該当する場合には、その部分とその他の部分とを1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした床若しくは壁又は特定防火設備で区画しなければならない。</p> <p>1.4 第一項から第五項まで、第八項又は前項の規定による区画に用いる特定防火設備及び第五項、第八項、第九項又は第十二項の規定による区画に用いる法第二条第九号の二に規定する防火設備は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める構造のものとしなければならない。</p> <p>一 第一項本文、第二項若しくは第三項の規定による区画に用いる特定防火設備又は第五項の規定による区画に用いる法第二条第九号の二に規定する防火設備 次に掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの</p> <p>イ 常時閉鎖若しくは作動をした状態にあるか、又は随時閉鎖若しくは作動をできるものであること。</p> <p>ロ 閉鎖又は作動をするに際して、当該特定防火設備又は防火設備の周囲の人の安全を確保することができるものであること。</p> <p>ハ 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の通行の用に供する部分に設けるものにあつては、閉鎖又は作動をした状態において避難上支障がないものであること。</p> <p>ニ 常時閉鎖又は作動をした状態にあるもの以外のものにあつては、火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合のいずれかの場合に、自動的に閉鎖又は作動をするものであること。</p> <p>二 第一項第二号、第四項、第八項若しくは前項の規定による区画に用いる特定防火設備又は第八項、第九項若しくは第十二項の規定による区画に用いる法第二条第九号の二に規定する防火設備 次に掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの</p> <p>イ 前号イからハまでに掲げる要件を満たしているものであること。</p> <p>ロ 避難上及び防火上支障のない遮煙性能を有し、かつ、常時閉鎖又は作動をした状態にあるもの以外のものにあつては、火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖又は作動をするものであること。</p> <p>1.5、1.6 略</p>